

## 令和8年度 猪名川河川愛護モニター募集要項

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川に関する地域の要望、意見を十分に把握し、より適正な河川管理の実施及び河川愛護思想の普及に資するべく河川愛護モニター制度を実施しています。モニターは公募制で、1年間の活動を通して河川行政と地域の方々との交流に協力していただきます。

### 1. 活動内容

モニターは、日常生活の範囲で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とします。定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対して直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

ア. 次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月1回の定期と随時）していただきます。

- ① ごみ等の投棄、堤防などの河川管理施設について、異常を発見した場合
- ② 流水の汚濁、魚の斃死等の水質事故、河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上障害となるような事象
- ③ 河川内の動植物に関する情報
- ④ 近隣の方等からの河川管理、河川利用等に関する特段の要望
- ⑤ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる事項

イ. 上記の活動に加え、必要に応じて、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただくことがあります。（余暇時間に対応できるような範囲です。）

### 2. 活動範囲

猪名川河川事務所管理区間（神崎川合流点付近から川西市滝山町地先付近）のうち

- ①猪名川 川西市域
- ②猪名川 池田市域
- ③猪名川 伊丹市域
- ④猪名川 藻川分派点付近から下流端
- ⑤藻川 猪名川分派点付近から猪名川との合流点

をそれぞれ担当していただきます。

採用者数及び居住地等により変更することがあります。

### 3. 応募資格

猪名川・藻川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記2の活動範囲において上記1の活動内容を実行できる活動力を有する方で、川西市、池田市、豊中市、伊丹市、尼崎市に居住もしくは、勤務されている18歳以上の方。

#### 4. 委嘱方法と任期

猪名川河川愛護モニターは、近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。  
任期は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までの1年間です。

#### 5. 募集人員

若干名（5名程度）

#### 6. 手当

月額4,580円（予定）

#### 7. 選考方法

- ① 応募者多数の場合は、応募資格を踏まえ、希望活動範囲、居住地等を総合的に勘案して選考させていただきます。選考については、猪名川河川事務所に設ける選考委員会により、書類審査にて実施します。
- ② 選考結果はメール又は郵送にて応募者に通知します。

#### 8. 応募方法

下記応募フォームで応募していただくほか、別紙応募用紙等に必要事項を記入の上、令和8年5月31日までに（必着）、下記までメール又は郵送で応募下さい。

6月中旬に選考結果を応募者宛に発送致します。

令和8年度猪名川河川愛護モニターの委嘱状交付及び説明会は、7月上旬に猪名川河川事務所にて開催を予定しています。

#### 9. その他

モニター報告は、現地撮影した写真を所定の様式又は任意様式で、パソコン又はスマホによりメールで報告していただくこととなりますので、それらの操作ができる方。

#### 10. 応募先、問い合わせ先

〒563-0027 池田市上池田2丁目2番39号

国土交通省猪名川河川事務所 工務課 TEL072(751)1111

応募先メール：[kkri-inagawa-koumuka@mlit.go.jp](mailto:kkri-inagawa-koumuka@mlit.go.jp)

ホームページ：<https://www.kkri.mlit.go.jp/inagawa/index.html>

応募フォーム：<https://forms.cloud.microsoft/r/JR1imYPn87>



応募用フォーム